

函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき、函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(訓練給付金の支給)

第2条 市長は、母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭および父子家庭の自立の促進を図るため、第4条に規定する対象講座を受講した者に対して、訓練給付金を支給する。

(支給対象者)

第3条 訓練給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項または第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）で次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 児童扶養手当受給者またはこれと同等の所得水準である者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能および資格の取得状況ならびに労働市場の状況から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者

(対象講座)

第4条 訓練給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）および雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座およびこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）および雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座およびこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座

に限る。)

- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）および雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座およびこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

（訓練給付金の額）

第 5 条 訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第 4 条の（1）および（2）の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の 60%に相当する額（その額が 20 万円を超えるときは、20 万円とし、12 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（第 4 条の（3）の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った教育訓練経費の額の 60%に相当する額（その額が修学年数に 40 万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 40 万円を乗じた額（この場合 160 万円を超えるときは、160 万円）とし、その額が 12 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

- (3) 受講開始日現在において（1）（2）以外の受給資格者

前各号に定める額から同法第 60 条の 2 第 4 項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という）の額を差し引いた額（その額が 12 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

令和 4 年 4 月 1 日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付についてはなお従前の例によることとし、（2）の 40 万円を 20 万円に、160 万円を 80 万円に読み替えて支給するものとする。

（対象講座の指定申請）

第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、受講開始日前にあらかじめ、別記第1号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業受講対象講座指定申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、対象講座の指定を受けなければならない。ただし、添付書類が公簿等により確認できる場合は、省略することができる。

- (1) 支給対象者およびその児童の戸籍謄本または戸籍抄本（外国人である場合を除く。）
- (2) 支給対象者およびその児童の属する世帯全員の住民票
- (3) 支給対象者の児童扶養手当証書の写し（ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）または前年（1月から7月までの間に申請する場合は前々年）の所得の額ならびに扶養親族等の有無および数ならびに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数について市町村長が発行する所得証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別記第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）および当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（指定決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定により申請があつた場合において、その内容審査および必要に応じて行う調査等により、対象講座を決定したときは、別記第3号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業受講対象講座指定通知書」（以下「講座指定通知書」という。）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（転入者に係る講座指定通知書の取扱い）

第7条の2 対象講座を受講した支給対象者が他の地方公共団体において前条の規定による対象講座の決定に相当する決定を受けた後に本市に転入した者である場合は、当該決定についての当該者への通知に係る書面は、講座指定通知書とみなす。

（訓練給付金支給申請）

第8条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、やむを得ない事由がある場合を除き、原則として、受講終了日から起算して30日以内に、別記第4号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、添付書類が公簿等により確認できる場合は、省

略することができる。

なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に申請しなければならない。

(1) 第6条第1号から第3号に規定する書類

(2) 講座指定通知書

(3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書の写し

(4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

(5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

(実績報告の取扱い)

第8条の2 前項の申請書を提出したことで、補助金交付規則第17条に規定する実績報告を行ったものとする。

(支給決定等の通知)

第9条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容審査および必要に応じて行う調査等により、支給額を算定し、決定したときは、別記第5号様式「函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書」(以下「支給決定通知書」という。)により通知するものとする。

(訓練給付金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

(細則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月21日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月3日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 経過措置

令和3年7月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請および支給申請に際して、当該母子家庭の母または父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子および父子ならびに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除または寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）および同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該母子家庭お母または父子家庭の父の子の戸籍謄本および母子家庭の母または父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金支給事業の対象講座の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏名 個人番号	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 日生 (歳)
	(個人番号)		
②住所	(〒 -)	電話 ()	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 円, 受講料 円	合計額 円	
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格が		ある・ない
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが		ある・ない
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日 日生(歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない		
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 福祉事務所子育て支援課母子児童担当 (担当者氏名) 印		
(備考)	住民基本台帳確認済 印		

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料および受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 給付金の支給額は、入学料および受講料の合計額の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要経費(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的な予定される金額を記入してください。なお、給付金の支給にあたっては、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合、または、市外へ転出した場合は、その旨を市に報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、原則として、受講修了後に改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
(2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、福祉事務所の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

函 館 市 長 様

住所
氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号			住所（別居の場合）		

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていないまたは白色申告書の事業専従者でない

函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業受講対象講座指定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

先にあなたから提出のありました函館市自立支援教育訓練給付金支給事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、下記のとおり指定したので通知します。

①氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 ()	-
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学金 円, 受講料 円	合計額	円
(備考)			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金および受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 支給の対象となるのは、入学金および受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額で限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合、または、市外へ転出した場合は、その旨を市に報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付け で受講対象講座指定通知のあった、自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

①氏名 個人番号	(フリガナ)	生年月日	年 月 日生 (歳)
	(個人番号)		
②住 所	(〒 -)	電話 () -	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
⑥所要費用	入学科 円, 受講料 円	合計額 円	円
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧申請額	円		
⑨希望する 支払先金融機関	金融機関名 :	口座の種類 : 普通・当座・その他	
	支店名 :	口座番号 :	
	口座名義 (フリガナ)		
⑩申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない		
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 福祉事務所子育て支援課母子児童担当 (担当者氏名) 印		
(備考)	住民基本台帳確認済 印		

(注意)

- 1 支給申請期間は、受講終了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 2 この様式には、次に掲げる書類を添付してください。(公簿等により確認できる場合は、省略できます。)
 - (1) 当該母子家庭の母または父子家庭の父およびその児童の戸籍簿本または抄本および世帯全員の住民票の写し
 - (2) 児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。なお、当該母子家庭の母または父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合は担当職員が確認の上、記名押印とする。)または当該母子家庭の母または父子家庭の父の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年の額とする。)の所得の額等についての市町村長の証明書
 - (3) 受講対象講座指定通知書
 - (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
 - (5) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。)
 - (6) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- 3 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。

別記第5号様式（第9条関係）

函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

函 子 子
年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった函館市母子家庭等自立支援教育訓練給付金について、内容審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

記

この給付金の給付の対象となる事業および経費ならびに給付金の額は、次のとおりです。

給付金対象事業	給付対象経費	給付金の額
	円	円